

2月NEWS

【1】税制情報

先月に引き続き令和2年度税制改正大綱についてお知らせいたします。

今回は個人所得課税税制改正のうち、特定株式の特例（以下、「エンジェル税制」といいます）について説明致します。

また、改正点が膨大である為重要性の高い部分を抜粋してお知らせいたします。

1.エンジェル税制について

(1) 概要

原則として一般株式に関しては、上場株式と異なり税制上の優遇措置というものが規定されておらず、譲渡益は15%課税、譲渡損は切捨てとされています。但し一般株式の内、特定中小会社の発行した株式（以下、便宜上「特定株式」といいます。）については、ベンチャー企業への投資の促進という観点から特例的に種々の優遇措置が設けられています。

(2) 取扱い

①寄付金控除（優遇措置A）

特定株式のうち、特定新規中小会社の発行した株式の取得価額については、特定寄付金とみなし、寄付金控除の適用を行う事が出来ます。（1年1,000万円を限度とする）

②取得価額の取得時控除（優遇措置B）

特定株式を取得した同一年において、他の株式の譲渡を行い、譲渡益が生じている場合には特定株式の取得価額を限度として、他の株式の譲渡益から控除を行う事が出来ます。
※上記①及び②の規定を適用した場合その取得した特定株式の取得価額は控除を行った金額を差し引いた金額となります。

③損益通算、繰越控除

一般株式に係る譲渡損失については、原則として他の所得と損益通算を行う事は出来ませんが、特定株式に係る譲渡損失は特例として上場株式に係る譲渡所得と損益通算することが出来ます。またその年で控除しきれない金額は3年間の繰越控除も認められています。

(3) 改正前適用要件

税制改正前におけるエンジェル税制の要件は以下の通りとなります。

①特定中小会社の要件

- a. 設立10年未満の中小企業者であること
- b. 研究開発や市場開拓のために相当程度の費用を支出している会社であること（※1）
- c. 外部（同族株主グループ以外）の発行済み株式の保有割合が全体の1/6以上である
- d. 一の大規模法人に発行済み株式総数の1/2を保有されない、かつ複数の大規模法人に発行済み株式総数の2/3を保有されないこと。
- e. 未登録・未上場の株式会社であること

※1については次の区分に応じそれぞれの要件を満たす会社

a.優遇措置 A を適用する場合は次の要件いずれも満たす会社

I.設立 3 年未満の中小企業者

II.次の区分に応じた要件を満たす事

設立経過年数	要件
1 年未満	研究者、新事業活動従事者が 2 人以上かつそれらの者が常勤役員、従業員の総数の 10%以上(以下、要件 a)
1 年以上 2 年未満	要件 a 又は試験研究費等が収入金額の 3%超かつ直前期の営業キャッシュフローが赤字(以下、要件 b)
2 年以上 3 年未満	要件 b 又は売上成長率が 25%超で営業キャッシュフローが赤字

b.優遇措置 B を適用する場合は次の要件いずれも満たす会社

I.設立 10 年未満の中小企業者である事

II.次の区分に応じた要件を満たすこと

設立経過年数	要件
1 年未満	研究者、新事業活動従事者が 2 人以上かつそれらの者が常勤役員、従業員の総数の 10%以上(以下、要件 a)
1 年以上 2 年未満	要件 a 又は試験研究費等が収入金額の 3%超であること(以下、要件 b)
2 年以上 5 年未満	試験研究費等が収入金額の 3%超、又は売上成長率が 25%超であること
5 年以上 10 年未満	試験研究費等が収入金額の 5%超であること

②適用を受ける者の要件

a.金銭の払い込みにより株式を取得している事。

b.適用を受ける者は当該特定中小会社の同族関係者でないこと。

(4) 改正内容

改正内容の内重要性の高い一部を抜粋してお知らせいたします。

①優遇措置 A の適用範囲の変更

a.設立要件が 3 年から 5 年へ延長

b.設立要件の延長に伴い経過年数に応じた要件の変更 ※赤字部分が改正点

1 年未満	研究者、新事業活動従事者が 2 人以上かつそれらの者が常勤役員、従業員の総数の 10%以上(以下、要件 a)
1 年以上 2 年未満	要件 a 又は試験研究費等が収入金額の 5%(現行 3%)超かつ直前期の営業キャッシュフローが赤字(以下、要件 b)
2 年以上 3 年未満	要件 b 又は売上成長率が 25%超で営業キャッシュフローが赤字
3 年以上 5 年未満	試験研究費等の収入金額に対する割合が 5%を超え、直前期の営業活動によるキャッシュフローが赤字であること。かつ、払い込みにより当該株式会社の株式を取得する者と投資契約を締結する株式会社であること。

②優遇措置 A の限度額の引き下げ

令和 3 年 1 月 1 日以後は限度額を 800 万円（現行 1,000 万円）に引き下げる

【2】2月の主な税務

2月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限等	内容
2月10日	1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
2月28日	12月決算法人の確定申告
	3月、6月、9月、12月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
	6月決算法人の中間申告の半期分
	消費税の年税額が400万超の3月・6月・9月決算法人・個人事業者の3ヶ月ごとの中間申告
	消費税の年税額が4,800万超の11・12月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告（10月決算法人は2ヶ月分）

【3】スタッフの一言

今年も早いもので1カ月が経過しました。確定申告の準備も始まりこれから忙しくなります。体調など崩さないようお気を付けください

宮田